

平成25年度第1回 愛知県都市計画審議会常務委員会

平成25年9月6日（金）午後3時00分

愛知県議会議事堂 1階 ラウンジ

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第1回愛知県都市計画審議会常務委員会を開催いたします。

開会にあたりまして事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月1日から9月30日までを「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の常務委員会におきましても、幹事及び事務局は、軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴される方々をお願い申し上げます。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただき、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して会議を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

議事に入ります前に、愛知県都市計画審議会常務委員会について御説明いたします。

お手元に審議会条例及び審議会運営規程の抜粋を配付させていただいておりますので、御覧ください。

当常務委員会は、愛知県都市計画審議会条例第6条の規定に基づき、審議会の権限に属する事項で「軽易なもの」を処理するために審議会に設置され、審議会委員の皆様のうち9名の委員の方々に構成されております。「軽易なもの」とは、審議会運営規程第11条に規定されております。

名称の変更を始めとする軽易な都市計画の変更や、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置に関する事項等がこれに該当いたします。

本日は、すべて建築基準法第51条ただし書の規定に基づく議案であり、常務委員会で審議できますことから、審議会ではなく常務委員会を開催するものでございます。

それでは、議事に先立ちまして、委員長から御挨拶をお願いいたします。

【委員長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

委員長を拝命しております黒田でございます。一言簡単な御挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年度第1回愛知県都市計画審議会常務委員会の開催にあたりまして、大変お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。最近雨が続けていたんですが、今日は久しぶりにまた暑い日でございますが、お越しいただいてありがとうございます。

委員の皆様方には、議事が円滑に進行いたしますよう御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

なお、本日は、2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当常務委員会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第6条第5項において読み替えて準用する第5条第2項の規定により、委員長が務めることになっておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、早速でございますが、議事を進めてまいりたいと思います。

愛知県都市計画審議会運営規程第13条において読み替えて準用する第8条第1項の規定によりまして、議事録署名者として、本日は、岡本真理子委員及び安藤としき委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速、審議に入りたいと思います。第1号議案「大府市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局から御説明をお願いいたします。

【知多建設事務所建築課長 青木 学】

知多建設事務所建築課長の青木でございます。

第1号議案「大府市における特殊建築物の敷地の位置について」を説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

早速ですが、議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は1ページでございます。

それでは、議案概要説明書を御覧ください。

申請者は、オオブユニティ株式会社代表取締役、相木徹。名称は、横根工場。敷地の位置は、大府市横根町惣作236番1ほか5筆。敷地面積は10,021.96㎡。建築物は、既設建物が2棟、新設建物が3棟ございまして、建築面積、延べ面積は記載のとおりであり、建築面積の合計3,751.39㎡、延べ面積の合計は4,025.80㎡でございます。

処理能力につきましては、汚泥の脱水が1日あたり161.28㎥、汚泥の乾燥が1日あたり23.1㎥、廃プラスチック類の破砕が1日あたり13.83tでございます。

次に、理由でございますが、申請者は、昭和32年から廃棄物処理事業を開始し、平成15年より工業専用地域である当該地において横根工場を設立して、飲料ビン缶の選別圧縮処理、容器包装プラスチックの選別圧縮処理、不燃物の破砕選別処理を行い、資源のリサイクル事業を展開しております。

このたび、国におけるバイオマス資源を活用した再生可能エネルギーの強化と地域活性化を図る施策を受け、メタン発酵施設を含むバイオマス発電施設の整備計画を行ったところ、工業専用地域における汚泥の脱水施設の処理能力が1日あたり30㎥、汚泥の乾燥施設の処理能力が1日あたり20㎥、廃プラスチック類の破砕施設の処理能力が1日あたり6tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面右側の赤塗りで示した建設地と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は、大府市の東部に位置し、大府市役所から東に直線距離で約2kmの工業専用地域内に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。周辺状況につきましては、西側に灰色で着色した市道6083号、東側は横根川及び五ヶ村川、南側は工場、北側はその工場の駐車場でございます。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。

大変恐縮ではございますが、図面の左上が北となっております。この図面は施設内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。敷地への車両出入りは、黒色の三角印で示しておりますとおり、西側の幅員7.2mの市道6083号を利用しております。なお、敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

最後になりますが、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動等につきまして、すべて環境保全目標をクリアしております。また、関係市である大府市長から支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】**

御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

**【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】**

教えて戴きたいですが、計画図の中で、処理棟、原料保管庫、作業棟、作業棟と書いてありますが、これは脱水施設とか汚泥乾燥施設とかそういうようなものはどのように配置されるのでしょうか。それから、プラスチックの破碎施設というのは、この施設の中でどのように配置されるのか、教えてください。

**【知多建設事務所建築課長 青木 学】**

汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、それから、廃プラスチック類の破碎施設が計画図の中でどの位置に配置されているかという御質問でございました。

まず、汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設でございますが、計画図の中央ちょっと上にあります処理棟（新設）と書かれた長方形の建物、もう少し言いますと、メタン発酵槽という槽が2つございますが、その下の黄色で塗りつぶした建物、この建物が地下1階、地上2階の建物でございます。汚泥の脱水・乾燥施設につきましては、この処理棟（新設）の2階に機械がございます。

それから、廃プラスチック類の破碎施設につきましては、2箇所ございまして、廃プラスチック類につきましては、いわゆるペットボトルと、包装プラスチックがございまして、ペットボトルにつきましては、原料保管庫と書かれた、今説明した建物の下の部分、南側の部分ですね、原料保管庫（新設）と書かれた、ここがペットボトルの破碎施設でございます。包装プラスチックにつきましては、先程説明した処理棟（新設）の地階の部分でございます。

以上でございます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】**

どうもありがとうございます。

後藤委員、いかがでしょうか。

**【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】**

そうしますと、処理棟（新設）は、今回の申請においてキーポイントになるのではないかと  
思うんですが、汚泥の処理能力、処理して乾燥するという過程の新しい施設の工夫というか、  
そういうものは、旧施設に比べて改善というのはあったのでしょうか。

【知多建設事務所建築課長 青木 学】

汚泥の脱水、乾燥とも今回新設のものでございまして、既設の作業棟1、2につきましては、  
一般廃棄物の処理を行っているものでございますので、従来と比べて何か工夫進展があるのか  
につきましては、今回新設でございまして、比較するものがございませんので、特に何か工  
夫とか新しいものはないんですが。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

口を挟むのも何ですが、北のほうにあるバイオマスのメタンの発酵槽とか、何かそういうも  
のとの関連で汚泥の処理がここで必要になったということによろしいんですかね。

【知多建設事務所建築課長 青木 学】

先程、議案概要説明書のほうでも触れましたけれども、いわゆる発電施設ということで、こ  
こで発電を行って売電を今回行うわけでございます。今、議長から御説明がありましたように、  
メタン発酵槽が2槽ございますが、ここで発酵させることによりメタンガスを発生させてガス  
を燃やして発電をするというものでございます。メタンガスの原料となるものは事業系の一般  
廃棄物でありますレストランとか食品販売店で出てくるいろんな食物残さ、食料のロスとい  
うものと、それから、賞味期限切れのペットボトルの中身、そういうものをメタン発酵槽の中  
に入れて、20日間37℃という温度で発酵させてガスを出して、それを燃やして発電し売電する  
ものでございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

よろしゅうございますか。

処理棟の設置に関連して汚泥の処理が必要になったということで、全くの新設ということに  
なろうかと思えます。

ほかに、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決したいと思えます。

第1号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんでし  
ょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ありがとうございました。

それでは、御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたします。

続きまして、第2号議案「知多市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

引き続き、当局から御説明をお願いいたします。

【知多建設事務所建築課長 青木 学】

知多建設事務所建築課長の青木でございます。

第2号議案「知多市における特殊建築物の敷地の位置について」を説明いたします。

本案件も、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築等を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

早速ですが、議案書は5ページから7ページ、議案概要説明書は2ページでございます。

それでは、議案概要説明書を御覧ください。

申請者は、サングレイン株式会社代表取締役、奥村直司。名称は、サングレイン株式会社知多蒸溜所。敷地の位置は、知多市北浜町16番2。敷地面積は19,772.43㎡。建築物はすべて既設で、管理棟から事務所まで8棟の建築面積、延べ面積は記載のとおりであり、建築面積の合計は1,851.66㎡、延べ面積の合計は2,516.45㎡でございます。

処理能力につきましては、産業廃棄物の焼却で、1日あたり161.76tでございます。

次に、理由でございますが、申請者は、昭和48年から工業専用地域である申請地と隣接地で、グレーンウイスキーなどの製造を開始し、さらに、平成9年1月30日に産業廃棄物処理施設の設置許可を受け、申請地に焼却炉を設置し、ウイスキー製造時に発生する動植物性残さを焼却しております。

このたび、グループ会社で発生する動植物性残さを新たに受け入れ、焼却するにあたり、建築行為及び処理能力の変更は伴いませんが、工業専用地域における焼却施設の処理能力が1日あたり6tの基準を超え、かつ隣接地を含めた同一敷地内の自社工場において生じた廃棄物以外のものを処理することとなったため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号4の総括図を御覧ください。

図面左上の赤色で塗りつぶした建設地と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は、知多市の北西部に位置し、知多市役所から北西に直線距離で約1.4kmの工業専用地域に位置しております。

次に、図面番号5の付近状況図を御覧ください。

申請地は、図面上部中央の赤色の斜線で示した部分です。周辺状況でございますが、南側には灰色で着色した幅員15mの建築基準法上における位置指定道路、北側と東側は空気を挟んで幅員20mの市道70001号、西側は申請者の関連施設となっております。なお、周辺に住宅はございません。

次に、図面番号6の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物であり、すべて既設でございます。敷地への車両出入りは、黒色の三角印で示しておりますとおり、南側の幅員15mの位置指定道路を利用いたします。また、西側には申請者の関連工場からの出入りもでございます。なお、敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

最後になりますが、環境に対する影響につきましては、既存焼却施設の各種測定を実施しており、大気質・騒音等につきまして、すべて規制値をクリアしております。また、関係市である知多市長から支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

**【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】**

教えていただきたいのですが、建物も建替えなくて、ただ、処理能力も今までと変更はないということなのに、ほかから受け入れて処理するわけですよね。ということは、今までそういった能力があったのに、そこまで機械を使っていなかったということでしょうか。余裕があったということでしょうか。機械を取り替えることなく、能力に余裕があったのかどうか、その辺を教えてください。

**【知多建設事務所建築課長 青木 学】**

建物の建替えもなく、能力の変更がないということと、それから、ウイスキーの製造過程で

発生する、いわゆるコーンかすと蒸留残液を今まで焼却していたわけですが、そもそも余裕があったのかという御質問でございました。これにつきましては、私どものほうも不思議に思ったものですから、申請者に尋ねましたら、ウイスキーを製造するために醸造技術の向上と申しますか、そういうものを昭和48年からやっておりますと、やはりノウハウが蓄積していきますので、ロスというか、いわゆるグリーンウイスキーですので、コーンなどの穀類を原料としたウイスキーでございますけれども、そういうコーンのかすとか、蒸留残液が技術の発達とともに少なくなったものですから、こちら161.76 tのそもそも能力があるわけなんですけれども、繰り返しですけど、醸造技術の向上に伴ってかすが減った分、今回の場合、犬山の木曾川工場で製造している缶コーヒーのサントリーのボスというのがありますけれども、サントリーの缶コーヒーの製造過程で出てくるコーヒーかすを受け入れることができるようになったということでございます。

以上でございます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】**

ありがとうございます。

岡本委員、よろしいですか。

ほかに、何か御質問等はございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決したいと思います。

第2号議案につきまして、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】**

ありがとうございました。

それでは、御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたします。

それでは、続きまして、第3号議案「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

豊橋市から御説明をお願いいたします。

**【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】**

豊橋市役所建設部建築指導課長の鈴木でございます。

第3号議案「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。



本案件は、特定行政庁である豊橋市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

早速でございますが、議案書は9ページから11ページ、議案概要説明書は3ページを御覧ください。

申請者は、株式会社中部代表取締役、石原裕。名称は、(仮称)株式会社中部明海工場。敷地の位置は、豊橋市明海町5番72の一部。敷地面積は25,462.64㎡。施設は、リサイクルプラントを始め6棟で、延べ面積の合計は3,612.49㎡でございます。

処理能力は、がれき類の破碎を1日あたり2,720t行う計画でございます。

申請者は、昭和38年より土木や設備工事の請負事業を始め、建設資材の販売事業等を行っていますが、このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、新規に産業廃棄物を建設資材に処理する施設を計画いたしましたところ、工業専用地域における破碎施設の処理能力が1日あたり100tを超えるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号7の総括図を御覧ください。

図面左下の赤塗りで示した建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は、豊橋市の西部の臨海部に位置し、豊橋駅から南西に直線距離で約9kmの工業専用地域内に位置しております。

次に、図面番号8の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面の左寄りの赤い斜線で示した部分です。敷地の北側は幅員30mの市道明海町2号線が、東側は幅員14mの市道明海町26号線があり、それぞれの道路を挟んだ向かい側には工場が建っております。また、敷地の西側と南側の土地には建物がなく、工業用地の管理会社の管理用通路や輸入車の駐車スペースになっています。

次に、図面番号9の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物です。敷地への出入りは、北側の幅員30mの市道明海町2号線からです。図面では、黒色の三角印で示してございます。敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動等につきましてすべて環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

このプラント自体は全く新設と考えてよろしいわけですね。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

はい、すべて新設となります。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

いかがでしょうか。特によろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、特に御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第3号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ありがとうございました。

それでは、御異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後3時34分）